

平成23年度第2回 福岡市立学校給食運営検討委員会 議事録

1 開催概況

- (1) 日 時：平成23年8月5日（金） 14:00～16:00
- (2) 場 所：福岡市教育センター内 102研修室
- (3) 出席委員：今井克己委員長，松田瑞恵副委員長
竹下真理子委員，簗田輝委員，木下弘一委員
乙藤美那子委員，小石景子委員，斉藤弘委員
梅林秀巳委員，桑野剛史委員，志田香緒里委員
野忠雄委員，大塚浩喜委員（以上13名）
- (4) 事務局：10名

2 議事録（要旨）

(1) 議題：学校給食費の改定について

ア 委員が改選されたことに伴い、事務局からこれまでの検討内容を含め説明を行った後、配布資料に基づいて改定案の提示があった。

イ 事務局の説明に対し、次のような意見が表明された。

- ・ 政令市の中での福岡市の給食費額はどの位置なのか。
- ・ 未納の給食費については市が負担しており、今回の給食費の値上げはその分を補填するためではないということも説明しておいた方がよいと思う。
- ・ 保護者感情からすると栄養量が不足しているわけではないのに、単にメニューが充実していないから値上げをするというのでは反発は大きいと思う。事務局側として給食費の値上げをせざるを得ない理由をきちんと保護者へ伝えないといけない。

今回説明されたように、外国産も多く含まれている消費者物価指数と食の安心・安全や地産地消への対応で国産品の使用が多い給食用食材料とでは内容が相違しており、消費者物価指数をベースとした現行の改定ルールでは実情と乖離が生じていること、同じ量の栄養量でも肉で摂取するのと野菜で摂取するのとでは栄養量の吸収率が違うこと等の情報提供をきちんと行い、保護者への理解を求めることが必要である。

- ・ 平成12年度の献立の水準まで回復するためには月額400円の値上げが必要な状況なのはよく分かったが、保護者の立場から言うと、値上げに対する理解を得るのには時間がかかると思うので周知期間は3ヶ月でも少ないと思う。

また、周知方法についてももしっかり検討してもらわないといけない。

- ・ 今後の給食費の改定については、どのような形で行っていくのか。事務局案だと給食材料費に一定の過不足が生じた時点で給食費を改定するとなっているが、その時点で事務局内部だけで値上げを決定するということか。

ウ 以上の質問や意見を踏まえて、事務局等から次の通り回答や発言があった。

- ・ 現在の福岡市の給食費額は19ある政令市の中で北九州市と並んで最低額である。仮に400円値上げしたとしても下から数えて何番目という額にしかない。
- ・ ご指摘の通り、未納の給食費については市が負担しており、今回の給食費の値上げはその分を補填するためではない。未納給食費については催促や催告を行いながら、長期・高額化した滞納者に対しては法的措置を行う等、回収に力を入れ

ているところである。

- ・ 保護者に対しては外国産も多く含まれている消費者物価指数と給食に使用する食材料との違いから、現在の給食の状況、改定せざるを得ない理由についてきちんと情報提供を行っていく。
- ・ 周知期間については3ヶ月以上を設け、市のホームページ、市政だよりの活用を図ることに加え、パンフレットでの周知や、要請があれば学校・PTAへの説明会等も考えている。
- ・ 今後の給食費の改定については、毎年、事務局で乖離額の把握を行っていき、月額で50円以上の過不足が生じた時点で事務局内部において給食費改定の検討を行うが、検討結果を本委員会もしくは本委員会に相当する外部委員会へ諮り、外部の方を含めて改定の是非について審議していただき、その結果を踏まえ、最終的に決定していく。

エ 以上の意見を踏まえて、委員長から学校給食費の改定についての本委員会の結論が以下の通り提示され、全会一致で承認された。

「前回の本委員会での意見を踏まえ、事務局案を検討した結果、事務局案の通り給食費について月額400円の値上げを行う必要がある。」

オ 以上の意見を踏まえて、事務局から次の通り提案があり、委員一同了承した。

「本委員会での結論を最大限尊重したいと考えている。事務局としても早い段階で値上げ額を決定し、3ヶ月以上の周知期間を設け、様々な方法での保護者への情報提供を行い、分かりやすい説明を行っていく。」

(2) 連絡事項：学校給食センター再整備事業について

ア 配布資料に基づいて事務局から説明があった。

イ 事務局の説明に対し、特に意見等はなかった。

(3) その他

特になし